平成30年9月7日 開 会 平成30年9月21日 閉 会 平成30年9月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成30年第4回川南町議会定例会(9月)会期表 [15日間]

目	次	月日	曜	摘 要
第	1 目	9月7日	金	開会 本会議(議案上程、 提案理由説明)
第	2 目	9月8日	土	休会
第	3 日	9月9日	田	休会
第	4 日	9月10日	月	議案熟読
第	5 日	9月11日	火	本会議(一般質問 : 6人)
第	6 日	9月12日	水	本会議(議案質疑、 委員会付託) 常任委員会
第	7 日	9月13日	木	本会議(議案第59号 委員長報告、 討論、 採決) 特別委員会(決算審査:一般会計、特別会計·水道事業会計)
第	8 日	9月14日	金	特別委員会(決算審査:一般会計、特別会計・水道事業会計)
第	9 日	9月15日	土	休会
第]	10日	9月16日	日	休会
第]	11日	9月17日	月	休会
第]	12日	9月18日	火	特別委員会(決算審査:一般会計、特別会計·水道事業会計) 常任委員会
第]	13 日	9月19日	水	常任委員会
第]	14日	9月20日	木	常任委員会
第一	15 日	9月21日	金	本会議(委員長報告、 討論、 採決) 閉会

目 次

î	亦											
5招	議員・	不応招議員										
							第1号		(9月7日)	
↓ □	の公認	美に仕した 声	/H-									
		機に付した事 欠席議員・事		зш⊧	±≠	. =X nn E	3					
開開	_{硪貝} ・ 会	入, 佛 硪 貝 * 芽	*1分/				₹					
 	云	諸般の報告	<u></u>						の性	全夕 .		
		議案上程・							₹^/1⊧	111		
		議案上程・										
		議案上程・						M1 00 /1 /				
								古果報告(を	第 1号~3	문)	
散	会	+14 12 270 77	(—),	X.23.	T/X	V) (K) (K)	使主 [[刊]	州 地十次		亚小龙尾子	(C)(()	
							第2号		(9月11日)	
本日	の会議	養に付した事	件									
出席	議員・	欠席議員・事	務局	引出局	席者	•説明貞	1					
開	議											
		諸般の報告	たこっ	ひいて								
		一般質問										
		1	税	田		榮						
		2	河	野	浩	_						
		3	蓑	原	敏	朗						
		4	児	玉	助	壽						
		5	内	藤	海	Z .						
				nr	NΠ	1						
		6		原								

第3号 (9月12日)

	シエ	髪に付した事件			
帛	議員·	欠席議員・事務局出席者・説明員	l		
	議				
		議案質疑•委員会付託(議案第	45号)		
		議案質疑•委員会付託(議案第			
		議案質疑·委員会付託(議案第			
		議案質疑•委員会付託(議案第			
		議案質疑•委員会付託(議案第			
		議案質疑・委員会付託(議案第			
		議案質疑·委員会付託(認定第 議案質疑·委員会付託(認定第			
		議案質疑•委員会付託(認定第			
ζ	会	成木具州 女只五门 时(100元/1)			
			第4号	(9月13日)
		&に付した事件			
	議員•	欠席議員·事務局出席者·説明員	Į.		
	議				
		委員長報告·討論·採決(議案第	;59号)		
(会				
			第5号	(9月21日)
			N10.1	(0)121 H	,
\Box					
· 口	の会請	養に付した事件			
		後に付した事件	I		
席			i.		
席	議員•				
席	議員•	欠席議員・事務局出席者・説明員	;45号~第 51号)		
席	議員•	欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第	;45号~第 51号) ;52号~第 58号)		
席	議員•	欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第 委員長報告・討論・採決(議案第	;45号~第 51号) ;52号~第 58号)		
席	議員•	欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第 委員長報告・討論・採決(議案第 委員長報告・討論・採決(議案第 委員長報告・討論・採決(認定第	;45号~第 51号) ;52号~第 58号) ;1号~第 3号)		
席	議員•	欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第 委員長報告・討論・採決(議案第 委員長報告・討論・採決(認定第 委員長報告・討論・採決(認定第 川南、都農衛生組合議員選挙	;45号~第 51号) ;52号~第 58号) ;1号~第 3号)		
	議員•	欠席議員·事務局出席者·説明員委員長報告·討論·採決(議案第委員長報告·討論·採決(議案第委員長報告·討論·採決(認定第委員長報告·討論·採決(認定第川南、都農衛生組合議員選挙宮崎県東児湯消防組合議員選挙	5 45号~第 51号) 5 52号~第 58号) 5 1号~第 3号) 举	半について	
席	議員•	欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第 委員長報告・討論・採決(議案第 委員長報告・討論・採決(認定第 委員長報告・討論・採決(認定第 川南、都農衛生組合議員選挙 宮崎県東児湯消防組合議員選挙 議員派遣の件について	5 45号〜第 51号) 5 52号〜第 58号) 5 1号〜第 3号) 挙		

川南町告示第99号

平成30年第4回(9月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。 平成30年9月4日

川南町長 日 髙 昭 彦

- 1 期日 平成30年9月7日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

蓑原 敏朗 君 中村昭人 1番 2番 君 内藤 逸子 児玉助壽 3番 君 君 4番 5番 税田 榮 君 6番 德弘 美津子 君 三原明美 河野 浩一 7番 君 8番 君 9番 安藤洋之 君 林 10番 光 政 君 11番 竹 本 修 君 12番 福岡 仲次 君 13番 川 上 昇 君

○ 不応招議員(なし)

平成30年第4回川南町議会定例会(9月)会議録(初日) 平成30年9月7日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成30年9月7日 午前9時00分開会

日程第1	諸般の報告につ	ついて
日程第2	会期の決定につ	ついて
日程第3	会議録署名議員	員の指名について(中村 昭人 ・ 児玉 助壽)
日程第4	議案第 45号	川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて
日程第5	議案第 46号	川南町地域活性化拠点施設整備基金条例を定めるについて
日程第6	議案第 47号	川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改 正について
日程第7	議案第 48号	川南町職員自己啓発等休業条例の一部改正について
日程第8	議案第 49号	川南町税条例等の一部改正について
日程第9	議案第 50号	災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正につ いて
日程第10	議案第 51号	川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について
日程第11	議案第 52号	平成30年度川南町一般会計補正予算(第3号)
日程第12	議案第 53号	平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2 号)
日程第13	議案第 54号	平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第 55号	平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第 56号	平成30年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
日程第16	議案第 57号	平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第17	議案第 58号	平成30年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第18	議案第 59	号	平成29年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について
日程第19	認定第 1	号	平成29年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第 2	号	平成29年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第 3-	号	平成29年度川南町水道事業会計決算認定について
日程第22	報告第 8-	号	平成29年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏 朗 君 2番 中村 昭人 君 児 玉 4番 内藤 逸子 3番 助壽君 君 税田 6番 德弘 美津子 5番 榮 君 7番 三原 明美君 8番 河野 浩 一 君 洋 之 君 9番 安藤 10番 林 光 政 君

13番 川 上 昇 君

修君

11番 竹 本

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

12番 福 岡 仲 次 君

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

日 高 昭 彦 君 副町長 清藤 荘 八 町 長 会計管理者• 岩切拓也 教育長 木 村 誠君 会計課長 総務課長 押川 義光君 まちづくり課長 米田 政彦 君 産業推進課長 ―――― 山 本 博 君 農地課長 新 倉 好 雄 君 大 山 幸男君 篠原 建設課長 環境水道課長 浩 君 町民健康課長 橋 口 大塚 祥一 幹夫君 教育課長 君 福祉課長 三 角 日高 裕嗣 博志君 税務課長 君 代表監査委員 一一谷 村 裕 二 君

午前9時00分開会

〇議長(川上 昇君) ただ今から平成30年第4回川南町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで、徳弘美津子君から発言の申出がありますので、これを許します。

○議員(徳弘美津子君) おはようございます。先般の私のフェイスブックにおいて、非常に軽率な投稿をしたことにより、川南町議会の議員として、多大なる御迷惑をお掛けしました。議員の皆様をはじめ、役場職員の皆様、そのほかの関係各位の皆様、そして、川南町の皆様にも大変不愉快な思いと御迷惑をお掛けしたことを深く反省し、お詫び申し上げます。

今回、御迷惑をお掛けしました、ヒムカイザーの皆さまには、代表者を通して書面でお詫び申し上げております。今回のことに対しましては、私は、SNS のフェイスブックという媒体を通して日々の活動や、川南町で行う様々なイベントなどを投稿しておりました。一方で、私的なことも織り交ぜており、今回も私的な日々の一幕を投稿しました。

今回の私の投稿では、関係者の皆様に非常に御不快な思いをさせてしまう結果となってしまいました。特に私が議員という公人の立場での投稿は、SNSという媒体で炎上してしまい「川南町議会議員 徳弘美津子」が拡散してしまいました。今回の投稿は、これまで6年間、公的、私的部分を織り交ぜておりました、長年の気のゆるみ、驕り、高ぶりが招いた結果だと思っております。炎上したことで、家族の全てが晒され、私への非難のあらゆる言葉で社会的制裁を受けることは当然ながら、議員辞職を言われることも承知しておりますが、与えられた任期は議員として御非難を受ける覚悟でありますし、川南町議員としての仕事も精一杯務めさせていただく覚悟です。しかし、今回のことの重大さの責任として、総務厚生常任委員長と議会運営委員長の職を辞任することを考え、辞任届を提出いたします。今後、あらゆる情報の取り扱い、発信について細心の注意を払い、二度とこのようなことを起こさないよう厳しく自制いたします。重ねて今回の私の不祥事については、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長(川上 昇君) 日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。なお、定期監査及び例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 21 日までの 15 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 21 日までの 15 日間に決定しました。 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、中村昭人君及び児玉 助壽君を指名します。

日程第4、議案第45号 川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて、日程第5、議案第46号 川南町地域活性化拠点施設整備基金条例を定めるについて、日程第6、議案第47号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第48号 川南町職員自己啓発等休業条例の一部改正について、日程第8、議案第49号 川南町税条例等の一部改正について、日程第9、議案第50号、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第51号 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上、7議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本7議案について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(日高 昭彦君) 議案第45号から議案第51号までにつきまして、その提案理由を 御説明申し上げます。議案第45号は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関 として、学校規模等を審議・検討する学校規模適正化審議会を設置するために定めるもので す。町では、これまで学校再編について、座談会やアンケート、自治公民館での説明など行 い、御意見をいただいてまいりました。いただいた御意見や少子化・人口減少の進展に伴う 学校規模の予測、学校施設の老朽化、温暖化に対応する空調設備の整備、高度化するICT機 器への対応などを総合的に判断し、子ども達により良い教育環境を提供するためには、中学 校の再編を検討する必要があるとの考えに至りました。学校規模適正化審議会は、行政の民 主化の観点から地方行政に住民の意見を反映させるため設置するものであります。学校は、 特に重要な公の施設でありますので、審議会を設置し、民主的かつ慎重に検討していくこと が必要であると考え、御提案するものです。

次に議案第 46 号は、川南パーキングとの一体的な拠点整備を行うことで、情報発信、地場物産販売を通じて本町の魅力を広くアピールし、地域経済の活性化を図るため、地域活性化拠点施設整備に要する経費の財源とするための基金を設置するものです。

次に議案第 47 号は、働き方改革の一環として平成 30 年4月1日から職員の勤怠管理システムを導入し、勤務時間の管理を行っていますが、休日、祝日及び勤務を要しない日に職員に勤務命令を行ったときは、その分の勤務を振替日として割り振りができるとされています。その際、3時間 30 分又は4時間 15 分を勤怠管理システムにおいて半日勤務時間として処理するため、今回の改正を行うものです。

次に議案第 48 号は、学校教育法の改正を受け関連する条例の一部の改正が必要となりましたので提案するものです。具体的には、学校教育法第 104 条に項が 3 つ追加され第 4 項が 第 7 項となったため、今回の改正を行うものです。

次に議案第 49 号は、地方税法等の一部改正に伴い、関係する川南町税条例等について一部を改正するものでございます。改正の主なものは、個人町民税の控除対象配偶者の定義の改正、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替、基礎控除の見直し、法人町民税の電子申告義務化に伴う規定の追加、たばこ税の税率改正、生産性向上特別措置法施行に伴う固定資産税の課税標準特例措置の創設に伴う規定の追加でございます。

次に議案第 50 号は、地方税法等の一部改正に伴い、関係する災害被害者に対する町税の減免に関する条例について一部を改正するものでございます。改正の主なものは、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴い、控除対象配偶者の定義が改められ、「控除対象配偶者」に該当するものは「同一生計配偶者」と名称変更するもので、平成 31 年1月1日から施行することとされています。また、条例名称に「川南町」を追加することから、これに伴い関連する川南町国民健康保険税条例の一部改正を併せて行うものであります。

次に議案第 51 号は、川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が、従うべき基準であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから当該条例の一部を改正するものです。内容は、放課後児童支援員の資格要件の一つであります教員免許について、免許を更新していなくても資格要件を満たすことを明確化するための改正及び高等学校を卒業していなくても、実務経験 5 年以上の者に資格要件が拡大される改正です。

以上7議案。補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、 よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 補足説明があればこれを許します。

〇税務課長(日高 裕嗣君) 議案第 49 号につきまして、その補足説明を申し上げます。 今回の地方税法等改正の主なものは、個人町民税関係では配偶者控除・配偶者特別控除の見 直しが行われ、これまで「控除対象配偶者」とされてきた定義は「同一生計配偶者」に改め られ、「控除対象配偶者」は「同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が 1000 万円以 下である納税義務者の配偶者」に改められます。これにより、合計所得金額が 1000 万円を 超える納税義務者は、配偶者控除の適用対象外となります。

給与所得控除・公的年金等控除の引き下げとともに、基礎控除を同額引き上げるもので、 給与所得控除・公的年金等控除額が10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げら れます。合計所得金額2400万円超の納税義務者に係る基礎控除額の逓減・消失する仕組み が設けられ、合計所得金額2500万円超の納税義務者は基礎控除の適用対象外となります。

法人町民税につきましては、国税と同様に資本金1億円超の普通法人に対して、法人住

民税、法人事業税等の電子申告の義務化に伴う規定の追加でございます。

たばこ税につきましては、紙巻きたばこの税率を平成 30 年 10 月 1 日から段階的に引き上げるとともに、加熱式たばこの課税方式を見直し、紙巻きたばこの税率に段階的に近づけるものであります。また、今回のたばこ税引き上げに伴い、平成 31 年 4 月 1 日に予定していた紙巻きたばこ 3 級品の税率引き上げが平成 31 年 10 月 1 日に延期され、同年 9 月 30 日まで現行税率が適用されることとなりました。

固定資産税につきましては、「生産性向上特別措置法」の規定により市町村が主体的に 作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、平成33年3月31日ま でに取得される固定資産について課税標準をゼロとする特例措置をとるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第 11、議案第 52 号平成 30 年度川南町一般会計補正予算(第 3 号)、日程第 12、議案第 53 号平成 30 年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 13、議案第 54 号平成 30 年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 14、議案第 55 号平成 30 年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 15、議案第 56 号平成 30 年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 16、議案第 57 号平成 30 年度川南町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 17、議案第 58 号平成 30 年度川南町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 17、議案第 58 号平成 30 年度川南町水道事業会計補正予算(第 1 号)、以上 7 議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本7議案について提案理由の説明を求めます。

〇町長(日髙 昭彦君) 議案第 52 号から議案第 58 号までにつきまして、その提案理由 を御説明申し上げます。

議案第52号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億785万2000円を追加し、 予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7465万9000円にするとともに、債務負担行為及び地 方債の補正を行うものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

国庫支出金 2020 万 4000 円の減額は、地方道路交付金事業 2148 万 2000 円の減額等によるものです。県支出金 4 億 3203 万円の増額は、地方創生拠点整備交付金 2 億 4856 万円の増額、産地パワーアップ事業 1 億 7842 万 3000 円が主なものです。寄附金 3 億円の増額は、ふるさと納税分です。

繰入金1億2655万8000円の増額は、介護保険特別会計繰入金3147万円の増額、公共施設等整備基金繰入金8908万8000円及びふるさと振興基金繰入金600万円の増額によるものです。 繰越金は1億6217万1000円の増額で、決算に伴い金額が確定したものです。 諸収入 569 万 7000 円の増額は、後期高齢者医療給付費負担金過年度精算金 447 万 1000 円及びコミュニティ助成事業 100 万円が主なものです。

町債 160 万円の増額は、道路新設改良事業債 950 万円の減額及び緊急防災・減災事業債 1110 万円の増額によるものです。

次に歳出について、御説明申し上げます。

議会費から教育費までの人件費に関する部分は、人事異動に伴う分と会計間の調整によるものでございます。

議会費は154万8000円の増額で、議場の議員用椅子の購入費等を計上いたしました。

総務費は4億8147万7000円の増額で、財政調整基金積立金1億5191万7000円、議場等改修工事費1280万円、ふるさと納税に関する予算の組替え及びふるさと納税増額分の委託料等の増額及び川南別館の建替え等に係る調査設計委託料が主なものでございます。

農林水産業費は2億5066万7000円の増額で、産地パワーアップ事業補助金1億7842万3000円、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金2000万円、農村センター天井耐震補強工事請負費4390万円が主なものです。

商工費は2億 5769 万円の増額で、住宅リフォーム補助金 600 万円、地域活性化拠点施設整備基金積立金2億 4856 万円が主なものです。

消防費は 349 万 8000 円の増額で、消防団退団者への報償費 243 万円等を計上いたしました。教育費は 794 万 3000 円の増額で、川南小学校フェンス工事請負費 558 万 9000 円の計上が主なものです。

第2表債務負担行為補正は、ふるさと納税特産品発送事業で平成 31 年度までの限度額及 び川南町文化ホール・図書館指定管理料の平成 31 年度から平成 35 年度までの限度額を設定 するものです。

第3表地方債補正は、防災基盤整備事業の限度額の変更を行うものでございます。

次に議案第 53 号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 8637 万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 1536 万 6000 円とするものです。

歳入につきましては、繰越金2億8637万円を計上しました。

歳出につきましては、国保の広域化に伴い事業実績報告の様式が変更となるため既存システムの改修委託料 27 万円を計上し、繰越金からこの委託料額を差し引きました 2 億 8610 万円を基金積立金に計上しました。基金積立後の基金残高は、6 億 6279 万 6000 円になります。

次に議案第 54 号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 281 万 9000 円を追加し、 予算の総額を歳入歳出それぞれ 2859 万 2000 円とするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金 115 万 3000 円、繰越金 166 万 6000 円を計上するものです。 歳出では、漁業集落排水施設整備事業費 281 万 9000 円を計上するものです。これは、第 1 中継ポンプ場建屋扉改修の修繕料と第3中継ポンプ場改修のための工事請負費を計上するものでございます。

次に議案第 55 号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 140 万 5000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4544 万 5000 円とするものでございます。歳入では、一般会計繰入金 290 万 6000 円減額し、繰越金 431 万 1000 円を計上するものです。歳出では、下水道事業費 140 万 5000 円を計上するものです。これは、川南浄化センターの沈殿池搔揚用ゴム板交換他、機器修繕関係の経費を計上するものでございます。

次に議案第 56 号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 47 万 5000 円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 568 万 9000 円とするものでございます。歳入では、 前年度繰越金に 47 万 5000 円計上し、歳出では、同額を繰出金として計上しました。

次に議案第 57 号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 70 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 4246 万 8000 円とするものでございます。歳入では、国庫補助金に 35 万 6000 円、支払基金交付金に 313 万 7000 円、一般会計繰入金に 35 万 7000 円、他会計繰入金に 47 万 5000 円、繰越金に 9638 万 4000 円を計上しました。

歳出では、介護サービス等諸費を 280 万円減額し、介護保険制度改正システムの改修委託料に 71 万 3000 円、介護予防サービス等諸費に 280 万円、基金積立金に 3918 万 6000 円、 償還金に 2934 万円、一般会計繰出金に 3147 万円を計上しました。

次に議案第 58 号は、収益的収入第 1 款第 2 項の営業外収益に 248 万 4000 円を追加し、収入の総額を 3 億 9543 万 6000 円とするものでございます。収益的支出では、第 1 款第 1 項の営業費用に 200 万 9000 円を追加し、同款第 2 項の営業外費用を 200 万円減額し、支出の総額を 3 億 7711 万 9000 円とするものでございます。資本的収入では、第 1 款第 1 項の負担金に 79 万 9000 円を追加し、収入の総額を 80 万 1000 円とするものでございます。予算第 6 条に定めていた、職員給与費 5462 万 1000 円を人事異動に伴い 838 万 9000 円を追加し、その総額を 6301 万円とするものでございます。経営戦略策定費用として、一般会計からの補助を受ける金額を 248 万 5000 円とするものでございます。予算第 7 条に定めていた、たな卸資産購入限度額 628 万 8000 円を 75 万円減額し、553 万 8000 円とするものでございます。

以上7議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、 よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 補足説明があればこれを許します。

○まちづくり課長(米田 政彦君) 議案第 52 号、まちづくり課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。16、17 ページをお願いします。2款1項6目企画費の13節委託料5億9452万7000円のうち、人口減対策として町内からの通勤者及び町外への通勤者の住環境を考えていくために白坂住宅周辺の土地の鑑定等の費用として147万7000円を予算計上するものです。19 節負担金補助及び交付金200万円は、本年度中に任期満了となる地域

おこし協力隊員 2 人分の支援金を予算計上するものです。18、19 ページをお願いします。 11 目自治振興費の 13 節委託料 1113 万 8000 円ですが、当初予算で計上していました川南別 館建設の設計委託料の積算根拠の確認が不十分であったことによる不足分として、測量費に 73 万 6000 円を、本設計費に 1040 万 2000 円をそれぞれ追加計上するものです。34、35 ペー ジをお願いします。

9款1項1目非常備消防費の8節報償費243万円は、平成30年3月31日付けで退団した元消防団員19人のうち、町の退職功労金支給の対象となる13人分の退職功労金です。2目消防施設費の15節工事請負費82万1000円は、第2分団第10部の消防機庫を囲んでいるブロックの一部を約1メートルの高さにまで下げるための費用を予算計上するものです。以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

〇農地課長(新倉 好雄君) 議案第 52 号、農地課関連につきまして、その補足説明を申 し上げます。28、29 ページをお願いします。6款1項7目11節需用費修繕料90万円は、 農地保全用、排水路及び農道の修繕料であります。当初予算において 240 万円見込み計上を していましたが、7月上旬の集中豪雨等により、農道5カ所、排水路5カ所の修繕を要しま した。災害発生等が懸念される年度後半をむかえるに当たり、農道及び用排水路の維持管理 に伴う、修繕費6カ所分相当を予算確保するために見込み計上いたしました。6款1項 12 目 13 節委託料 161 万円及び 15 節工事請負費 4390 万円につきましては、農村センター多目 的ホールの天井耐震化を整備するための予算であります。農村センターにつきましては、災 害時の避難所に指定されています。建物本体の耐震性については、平成 21 年度に学校施設 と伴に調査を行い、耐震機能を満たしていることを確認しています。国では建築物の天井脱 落対策に係る基準を新たに定め、新築建築物への適合が、法施行令等の改正により平成 26 年度から施行されました。既存する建物については、増改築時に基準に適用できる基準とし て位置付けられましたが、防災拠点施設につきましては、早い時期に新基準に適用させる必 要があります。この度の LED 照明改修施工時の仮設足場を供用することにより工事費コスト 削減も見込めることが分かったため、同時施工を行い、避難所としての安全性を確保させた いと考えています。

以上で、農地課関係の補足説明を終わります。

〇産業推進課長(山本 博君) 議案第 52 号、産業推進課関係につきまして、その補足 説明を申し上げます。26、27 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目農業振興費 19 節負担金 補助及び交付金 1 億 7842 万 3000 円産地パワーアップ事業補助金は、国の事業を活用し園芸 用加工場を整備する事業者に対し補助するものです。28、29 ページをお願いします。6 款 1 項 6 目 畜産業費 15 節 工事請負費 500 万円は、口蹄疫埋却地の再整備費として予算計上 しています。4 カ所分です。同じく 19 節負担金補助及び交付金 200 万円、川南町肉用牛経 営支援事業補助金は、郡品評会で優秀な成績を収めた仔牛を導入する生産者に対し補助する ものです。同じく 21 節貸付金 2000 万円、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金は、優良な肉用繁殖牛を導入する生産者に対し貸付けを行うものです。

30、31 ページをお願いします。 7款1項2目商工業振興費 19 節負担金補助及び交付金600 万円、住宅リフォーム補助金は、地域経済対策として住宅の改築改修に伴う予算を計上しました。 7款1項3目観光費 24 節投資及び出資金 200 万円は、川南パーキングエリア利便施設の施設運営を検討する新会社設立のための出資金として予算計上しています。同じく25 節積立金2億 4856 万円、地域活性化拠点施設整備基金積立金は、国の地方創生拠点整備交付金を活用して川南パーキングエリア利便施設の施設整備を行うための積立金として予算計上しました。

以上で、産業推進課関係の補足説明を終わります。

○建設課長(大山 幸男君) 議案第 52 号、建設課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。32、33 ページをお願いします。8 款 2 項 2 目道路維持費 13 節委託料 30 万円は、町道未登記地測量委託料が不足するため計上しました。土地購入費 30 万円は、未登記地測量の結果、用地買収が必要になるため計上しました。3 目道路新設改良費 15 節工事請負費 500 万円の減額は、社会資本総合整備事業の要望額と認可額の差額は 3240 万円の減額ですが、舗装修繕計画にあります優先順位の高い塩付・長岡線の今年度舗装打換え完了ほか、事業の進捗等を考慮し公共施設等整備基金より 2740 万円を計上したことによるものです。

17 節公有財産購入費と 22 節補償補てん及び賠償金は、中里・野田原線道路改良工事に伴う用地費と立木移転補償費の計上です。次のページをお願いします。 3 項 5 目都市公園費 11 節需用費 200 万円は修繕料の計上で、当初 200 万円を計上していましたが、野球場スコアボード用パソコン修繕等で予算がなくなったことから、緊急の案件に対応できないため計上するものです。 4 項 1 目住宅管理費 13 節委託料 150 万円は、空室の多い豊原住宅を魅力あるものとするためのリフォーム設計委託費を計上するものです。

以上で、建設課関係の補足説明を終わります。

〇教育課長(大塚 祥一君) 議案第 52 号、教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。 5ページをお願いします。債務負担行為の川南町文化ホール・図書館指定管理料 3 億 6000 万円につきましては、当該施設は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間、指定管理者として株式会社図書館流通センターを指定していますが、期間が今年度末で終了することから、次の 5 年間の平成 31 年度から平成 35 年度までの指定管理者の指定を今年度中に行うために追加するものです。この債務負担行為の金額は、人員増や人材不足よる人件費の高騰が予想されること、応募企業等から新たな提案が予想されること、施設利用料金の減免申請が多いことなどから、現在の指定管理料より年額で 1000 万円増としています。

36、37 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費、15 節工事請負費 558 万 9000 円の増額は、川南小学校の西側のコンクリートブロック塀が、現在の建築基準に適合してい ないことから撤去し、新たにフェンスを設置するものです。延長 100m、高さ 1.5mを予定しています。

以上で、教育課関係の補足説明を終わります。

○環境水道課長(篠原 浩君) 議案第 58 号につきまして、その補足説明を申し上げます。10 ページをお願いします。収益費用明細書でございます。

収益的収入、1款1項2目他会計補助金248万4000円の計上は、経営戦略策定費用の投資・財政計画の策定のための経費として一般会計からの繰入金です。

収益的支出、1款1項営業費用 200 万 9000 円の計上は、4月人事異動に伴う人件費増額のための予算の組換え、執行残及び不用額見込みによる減額でございます。

1款2項営業外費用200万円の減額は、平成29年度決算確定に伴います消費税及び地方消費税の減額でございます。11ページをお願いします。資本的収支明細書でございます。 資本的収入、1款1項負担金の79万9000円の計上は、1目他会計負担金で消火栓更新負担金2カ所分の計上によるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第 18、議案第 59 号平成 29 年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題 とします。

朗読は省略します。本議案について提案理由の説明を求めます。

- 〇町長(日高 昭彦君) 議案第 59 号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この議案は、平成 29 年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。水道事業会計の未処分利益剰余金1億8149万2442円の処分につきましては、9400万円を資本金に組み入れ、2900万円を減債積立金に、5849万2442円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるものでございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。
- **〇議長(川上 昇君)** 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第19、認定第1号平成29年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第2号平成29年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第3号平成29年度川南町水道事業会計決算認定について、以上3案件を一括議題とします。 朗読は省略します。本3案件について提案理由の説明を求めます。

〇町長(日髙 昭彦君) 認定第1号から認定第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本決算は、地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、 監査委員の審査に付しておりましたところ、その審査が終了しましたので、地方自治法第 233 条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

まず、一般会計につきましては、歳入の決算額 94 億 1794 万 5110 円、歳出の決算額 92 億 324 万 5640 円、歳入歳出差引残額 2 億 1469 万 9470 円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の決算額 28 億 4939 万 1892 円、 歳出の決算額 25 億 6302 万 786 円、歳入歳出差引残額 2 億 8637 万 1106 円であります。

次に、漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入の決算額 3374 万 386 円、歳出の 決算額 3207 万 2790 円、歳入歳出差引残額 166 万 7596 円であります。

次に、営農飲雑用水事業特別会計につきましては、歳入の決算額 1936 万 9299 円、歳出の決算額 1665 万 1254 円、歳入歳出差引残額 271 万 8045 円であります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入の決算額1億 3125 万 6724 円、歳出の 決算額1億 2694 万 4160 円、歳入歳出差引残額 431 万 2564 円であります。

次に、介護認定審査会特別会計につきましては、歳入の決算額 538 万 2820 円、歳出の決算額 490 万 6524 円、歳入歳出差引残額 47 万 6296 円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入の決算額 16 億 4023 万 3941 円、歳出の決 算額 15 億 4384 万 8848 円、歳入歳出差引残額 9638 万 5093 円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入の決算額1億7792万475円、歳出の決算額1億7670万4586円、歳入歳出差引残額121万5889円となりました。

次に、尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計につきましては、歳入の決算額 19 万 9287 円、 歳出の決算額 17 万 4541 円、歳入歳出差引残額 2 万 4746 円となりました。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計につきましては、歳入の決算額 26 万 5426 円、歳 出の決算額 11 万 6742 円、歳入歳出差引残額 14 万 8684 円となりました。

次に、水道事業会計についてであります。収益的収入の決算額は、3億 9226 万 2467 円、収益的支出の決算額は、2億 8785 万 1102 円、当年度純利益は、税抜き 8749 万 2442 円となりました。

次に、資本的収入の決算額は、258 万円、資本的支出の決算額は、2億 6151 万 9484 円となりました。

収入額が支出額に対して不足する額、2億 5893 万 9484 円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金より補填いたしました。

一般会計の決算額の歳入のうち、最も大きな財源であります地方交付税については、平成 28 年度決算から収入額として、1億1404万円、決算比4.5%減の24億4473万4000円となりました。主な要因は、普通交付税算定基準財政需要額の地域経済・雇用対策費の減と基準財政収入額の市町村民税所得割、法人税割の増によるものです。

自主財源では、町税は、収入額として 4236 万 5673 円、決算比 2.6%増の 16 億 8835 万 4608 円、年々各自治体間の競争が過熱している、ふるさと納税は 7031 万 6300 円、6.2% の増の 11 億 9672 万 1743 円となりました。

一般会計の決算は、歳入は 94 億円、歳出は 92 億円台となり、平成 28 年度に比べ増額決算となりました。

本町財政におきましては、多くを地方交付税等に依存しており、国の施策に影響される ことが大きいのですが、自主財源の確保を行いながら、効率的な町政運営に努めたところで ございます。

なお、詳細につきましては、会計管理者並びに環境水道課長に補足説明をさせますので、 よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 補足説明があればこれを許します。

〇会計管理者(岩切 拓也君) 認定第1号につきまして、補足説明を申し上げます。

一般会計事項別明細書の 11、12 ページをお願いします。歳入の1款町税でございますが、収入済額 16 億 8835 万 4608 円で、収納率 97.7%となります。不納欠損は、町民税 24 件、法人町民税 1 件、固定資産税 97 件、軽自動車税 32 件、合計 154 件、総額 470 万 140 円となっております。収入未済額は 3939 万 4587 円であります。

17、18 ページをお願いします。中段の11 款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費 負担金中、2節児童福祉費負担金、収入済額7346万5450円で、収納率は95.0%、収入未 済額は384万2000円であります。

21、22 ページをお願いします。上段の12 款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料、3節住宅使用料、収入済額7517万2900円で前年度比1.2%の減、収納率は、100%、不納欠損額は6万2500円で、件数は1件となっております。

次に、61、62 ページをお願いします。下段の歳入合計、収入済額は 94 億 1794 万 5110 円で前年度比 1.2%の増であります。不納欠損額は 476 万 2640 円であります。収入未済額は 11 億 4298 万 660 円で、県支出金分 10 億 9504 万 9000 円が主なものでございます。

次に、歳出について申し上げます。63、64 ページをお願いします。1 款議会費、支出済額は 8852 万 9413 円で前年度比 1.4%の増であります。これは、主に職員手当等の増によるものです。

次に、65、66 ページをお願いします。 2 款総務費、支出済額は 31 億 503 万 2102 円で、 前年度比 7.7%の増であります。主な要因は、企画費の委託料の増によるものです。

次に、97、98ページをお願いします。下段の3款民生費、支出済額は25億2368万6948円で前年度比1.1%の減であります。主な要因は、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金の減によるものです。

次に、115、116ページをお願いします。下段の4款衛生費、支出済額は4億 5683 万 5351円で、前年度比1.7%の減であります。主な要因は、生活排水対策費及びし尿処理費の 負担金補助及び交付金の減によるものです。

次に、129、130 ページをお願いします。 6 款農林水産業費の支出済額は 10 億 437 万 1178 円で前年度比 88.8%の増であります。主な要因は、畜産業費の負担金補助及び交付金の増によるものです。

次に、147、148 ページをお願いします。 7 款商工費、支出済額は1億 3893 万 3438 円で前年度比 23.5%の増となっております。主な要因は、商工業振興費の負担金補助及び交付金、観光費の委託料の増によるものです。

次に、153、154 ページをお願いします。下段の8款土木費、支出済額は4億 8629 万 5734 円で前年度比 11.1%の増であります。主な要因は、道路新設改良費の工事請負費の増 によるものです。

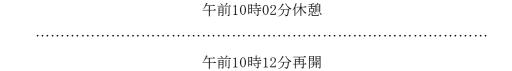
次に、163、164 ページをお願いします。中段の9款消防費、支出済額は2億 6543 万 7976 円で前年度比0.2%増であります。

次に、167、168 ページをお願いします。10 款教育費の支出済額は5億 7056 万 4488 円で 前年度比 5.2%の増であります。主な要因は、3項中学校費、1目学校管理費の工事請負費 の増によるものです。

次に、199、200 ページをお願いします。下段の 11 款災害復旧費の支出済額は1万 8300 円で前年度比 99.9%の減であります。主な要因は工事請負費の減によるものです。

次に、201、202 ページをお願いします。12 款公債費の支出済額は5億 6354 万 712 円で前年度比 53.3%の減であります。歳出合計の支出済額は92億 324 万 5640 円で 前年度比 1.2%の増であります。繰越明許費は6億 6194 万 9000 円、事故繰越しは4億 3562 万 8000 円、不用額は1億 9008 万 3360 円で、予算執行率は87.7%となっております。

O議長(川上 昇君) 会見管理者、発言の途中ですがしばらく休憩します。10 分間休憩します。



○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。 会計管理者、発言を続けてください。

〇会計管理者(岩切 拓也君) 次に、認定第2号につきまして、補足説明を申し上げます。 まず、国民健康保険事業特別会計事項別明細書について申し上げます。229、230 ページを お願いします。 1 款国民健康保険税の収入済額は 5 億 2546 万 4699 円、前年度比 11.5%減で、収納率は 90.9%となっております。その内、現年課税分は収納率 96.9%で、滞納繰越分は 41.0%であります。不納欠損額は 485 万 8917 円で、件数は 50 件となっております。収入未済額は 5285 万 6529 円であります。

次に、241、242 ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は 28 億 4939 万 1892 円で、前年度比 9.3%の減であります。

257、258 ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は 25 億 6302 万 786 円で、前年度比 11.5%の減となっております。この主な要因は、療養諸費の一般被保険者、退職被保険者療養給付費の減によるものです。不用額は 1 億 8948 万 214 円で予算執行率は、93.1%であります。

次に漁業集落排水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。267、268 ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は3374万386円で前年度比16.9%の減であります。主な要因は、一般会計からの繰入金の減によるものです。

次に、269、270 ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は 3207 万 2790 円で、前年度比 11.8%の減であります。この主な要因は工事請負費の減によるものです。不用額は 129 万 9210 円で予算執行率は 96.1%であります。

次に、営農飲雑用水事業特別会計事項別明細書について申しあげます。281、282 ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は1936万9299円で、前年度比43.0%の増となっており、主な要因は、一般会計からの繰入金の増によるものです。

283、284 ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は 1665 万 1254 円で、前年 度比 50.9%の増で、主な要因は、修繕料、工事請負費の増によるものです。不用額は 210 万 9746 円で、予算執行率は 88.8%であります。

次に、下水道事業特別会計事項別明細書について申し上げます。295、296 ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は1億3125万6724円で、前年度比0.1%の増となっております。

299、300 ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は1億 2694 万 4160 円で、前年度比 0.7%の増であります。不用額は 460 万 6840 円で予算執行率は 96.5%であります。次に、介護認定審査会特別会計事項別明細書について申しあげます。 309、310 ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は 538 万 2820 円で、前年度比 16.6%の増となっております。主な要因は、他会計繰入金の増によるものです。

311、312 ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は 490 万 6524 円で、前年度 比 11.8%の増であります。不用額は 47 万 6476 円で、予算執行率は 91.1%であります。

次に、介護保険特別会計事項別明細書について申しあげます。331、332 ページをお願い します。下段の歳入合計の収入済額は16億4023万3941円で、前年度比5.1%の増で、主 な要因は、一般会計繰入金及び国庫負担金の増によるものです。

347、348 ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は 15 億 4384 万 8848 円で、前年度比 3.8%の増で、主な要因は、居宅介護、施設型介護サービス給付費の増によるものです。不用額は 1 億 362 万 6152 円で、予算執行率は、93.7%であります。

次に、後期高齢者医療特別会計事項別明細書について申し上げます。359、360 ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は1億7792万475円で、前年度比8.3%の増で、主な要因は後期高齢者医療保険料の増によるものです。

363、364 ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は1億 7670 万 4586 円で、前年度比 7.7%の増で、主な要因は後期高齢者広域連合納付金の増によるものです。不用額は165 万 1414 円で、予算執行率は99.1%であります。

次に、尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計事項別明細書について申し上げます。373、374 ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は19万9287円で、前年度比1,382.1%の増で、主な要因は畜産用水管理事業収入の増によるものです。375、376ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は17万4541円で、前年度比1,386.1%の増で、主な要因は、使用料の増によるものです。不用額は13万3459円で、予算執行率は56.7%であります。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計事項別明細書について申し上げます。385、386ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は26万5426円で、前年度比42.7%の増で、要因は繰越金の増によるものです。

387、388 ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は 11 万 6742 円で、前年度 比 54.5%の増で、主な要因は繰出金の増によるものです。不用額は 14 万 6258 円で、予算 執行率は 44.4%であります。

決算につきましては、平成 29 年度川南町歳入歳出決算書の表紙の裏に目次があります。順に一般会計歳入歳出決算事項別明細書、次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書を、また特別会計歳入歳出決算については、事項別明細書の次に、実質収支に関する調書が綴ってあります。その調書に、それぞれ詳しく記載してありますので、それにより御承知をいただきたいと思います。

なお、資料としまして決算成果表等をお手元に配布致しておりますので、よろしくお願い 致します。

以上で補足説明を終わります。

○環境水道課長(篠原 浩君) 認定第3号につきまして、補足説明を申し上げます。

決算書、1、2ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入、第1款、水道事業収益は3億9226万2467円、前年度比2.7%の増となりました。増の主な理由は、営業収益中、給水収益の増、営業外収益中、他会計補助金の増によるものです。支出、第1款水道事

業費用は2億8785万1102円、前年度比0.2%の減となりました。

次に3、4ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入は258万円、前年度比145.7%の増となりました。増の主な理由は、他会計負担金の増によるものです。

支出、第1款資本的支出は2億6151万9484円、前年度比42.5%の増となりました。増の主な理由は、設備工事費中、工事請負費及び委託料の増によるものです。

また、欄外に記載しています資本的収入が資本的支出に対し不足する額が2億 5893 万 9484 円となりました。この不足分を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんいたしました。

次に、5ページをお願いします。平成29年度の損益計算書です。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は9191万1798円となりました。また、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額が282万3260円となりました。以上のことから、経常利益は9473万5058円となりました。

5の特別利益は、過年度損益修正益で過年度算定水道料金5,578円です。

6の特別損失は、その他特別損失、退職給付引当金繰入額 724 万 8194 円です。当年度の 純利益は 8749 万 2442 円となりました。その他未処分利益剰余金変動額 9400 万円を加えた 当年度未処分利益剰余金は 1 億 8149 万 2442 円となりました。

次に6ページをお願いします。

川南町水道事業剰余金計算書です。8ページの貸借対照表の資本の部全体の増額内訳を記載したものとなっています。資本金と剰余金を合わせました資本合計の年度末残高は、表の右端、最下段でございますが22億2063万7497円でございます。

次に7ページをお願いします。平成29年度の貸借対照表です。

資産の部ですが、1の固定資産の(1)有形固定資産につきましては、イの土地からトの建設仮勘定までの合計は22億5700万4028円でございます。2の流動資産につきましては、預金・現金・未収金・貯蔵品を合わせまして、流動資産合計6億1580万4874円です。1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は28億7280万8902円となります。

次に8ページをお願いします。負債の部ですが、3の固定負債合計は2億 8291 万 2243 円です。4の流動負債合計は1億 4911 万 8312 円です。5の繰延収益合計は2億 2014 万 850 円です。負債の合計としましては6億 5217 万 1405 円となります。

資本の部ですが、6の資本金合計が18億5141万8565円となります。7の剰余金の(1) 資本剰余金合計は58万5480円。(2)利益剰余金合計は3億6863万3452円で、剰余金合計 は3億6921万8932円となります。資本金合計と剰余金合計を合わせた資本合計は22億 2063万7497円で、負債資本合計は28億7280万8902円となり、前ページの資産合計と一 致するかたちとなります。

9ページは、注記表でございます。

10 ページから 22 ページは、決算附属書類として、概況総括事項、議会議決事項及び職員に関する事項、工事等の明細、業務量・事業収入に関する事項・事業費に関する事項、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金等の概況、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的費用明細書、固定資産明細書・企業債明細書をそれぞれ記載しておりますので、それにより御承知いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。 ここで、代表監査委員の審査結果の報告を求めます。

〇代表監査委員(谷村 裕二君) 決算審査の報告を申し上げます。

町長から審査に付されました平成30年度一般会計および特別会計10事業の各歳入歳出決算調書並びに財産に関する調書の審査を、平成30年8月6日から8月17日までのうち10日間、川南町水道事業会計決算調書並びに関係帳簿、諸書類の審査を平成30年7月10日、11日、12日の3日間、安藤洋之監査委員と共に実施いたしました。

その結果につきましては、各会計とも歳入歳出決算及び関係書類の整備状況について概 ね適正であると認めました。

詳しくは、それぞれの決算審査意見書で御報告申し上げたとおりであります。なお、主な会計の概略について万円単位で御報告申し上げますが、発表メモは配布しておりませんのでお手元の決算審査意見書を参考にしていただきたいと思います。会計管理者および担当課長の説明と二重になるところもございますが、10分ほど時間をいただきたいと思います。

はじめに一般会計の歳入歳出についてでありますが、歳入調定額105億6568万円に対し、 収入済額は94億1794万円で、調定額に対し89.1%の収入率であります。

歳入全体の収入未済額は11億4298万円と多額になっております。主なものは、町税3939 万円と県支出金10億9504万円であります。県支出金は「畜産・酪農収益力強化総合対策基金 事業補助金」の次年度繰越が要因となっています。

次に、町税の収入済額は16億8835万円で、前年度より4236万円増加しています。今年度の収入未済額は前年度より623万円減少し、収入率は97.5%と前年度より0.8%改善されています。その成果は十分評価できるものと思います。また、町の財政収入の主要部分を占めます地方交付税につきましては24億4473万円の交付がなされており、前年度より1億1404万円の減少で、過去4年間では一番少ない交付額となっています。

一方、町税の不納欠損額は、154人の470万円と多額になっておりますが、前年より件数で207人減少、金額で505万円減少しております。各々、地方税法に基づいて処理されております。また、不納欠損処理に至るまでの滞納管理について、より一層の向上を図るよう要望

いたしました。

次に歳出についてでありますが、予算現額104億9090万円に対し、決算額92億324万円であり、予算執行にあたっては、実施計画書に基づいて予算計上され、執行率87.7%の執行がなされています。

歳出予算において生じた不用額は1億9008万円で、前年度より1832万円の減少となって おります。

不用額の計上は予算現額に対し20%以上で20万円以上を対象としておりますが、該当する節は20項目の節で2316万円、不用額総額の12.2%となっています。項目の増加は不測の事態や緊急の事態に備えていたものが多く、不用額の主なものは、社会福祉費で臨時福祉給付金の申請者が予定を下回ったものによるものであります。

公債費につきましては、町債が臨時財政対策債 2億399万円など、3億5629万円発行されたものの、一方では、5億6354万円の元利金償還がなされ、前年度より1億4527万円減少しています。公債の年度末残高は50億5096万円と順調に減少しております。

基金の運用につきましては、平成29年度中に5億9156万円の増加となっており、年度末基金残高は、64億2357万円となっております。内容につきましては、ふるさと振興基金2億7910万円、公共施設等整備基金3億2375万円などが増加しております。

次に国民健康保険事業特別会計でありますが、歳入調定額29億710万円に対し、収入済額は28億4939万円、収入不足額は5771万円となっています。内訳は、収入未済額5285万円、不納欠損額485万円であります。国民健康保険税の収入済額は5億2546万円で徴収率は90.1%、前年度比2.8%の増加となっており、徴収率の増加実績は評価できると思います。反面、滞納額も多額であり、継続した徴収努力が求められます。

続いて、介護保険特別会計ですが、歳入調定額16億4675万円に対し、収入済額16億4023万円、収入不足額は652万円となっています。内訳は、収入未済額430万円、不納欠損額222万円であります。今後とも町民の健康づくり、要介護予備軍の対応など積極的な取り組みが重要であります。

その他の特別会計も適正な運営がなされていると評価します。

全ての会計の実質収支額も黒字を計上しており、会計決算は概ね適正であると認めます。 最後に水道事業会計ですが、本年度の当期純利益は8749万円で前年度に対し、496万円の 増益であります。増益の主要因は、給水収益の増加が影響しています。給水収益は922万円 増加しており、給水人口減少状況のなか、大口水道使用量の増加が寄与しております。本業 での業務純益の確保は図られています。

また、収益確保の重要項目であります有収率につきましては、78.0%となっており、前年度より0.5%向上しております。ちなみに類似団体平均は81.2%、全国平均は90.2%であります。今年度は第四水源地内旧井戸の改修工事を終了し交互運転が可能となり、安全・安

心な水道水供給が強化されたことは評価できるものであります。決算関係書類は正確で経営 成績及び財政状況を概ね適正に表示していると認めたところでございます。

以上、本町の一般会計、特別会計、トータルの歳出決算ベースで136億6768万円の決算審査結果及び水道事業会計の概要を申し上げました。

最後に、私が代表監査委員に承認・任命され4年目となります。振り返りますと細農村公園問題に始まり、決算不認定や直近では普通交付税申請問題など色々な事象が発生しています。なかには監査委員に意見や判断の求められたことなど皆様も御承知のとおりでございます。人は間違いを起こすものでありますし、また、その改善策として、真剣とか厳格とかまた、頑張るとかのメンタルでの対応ではそれを防ぐのは不十分であります。

やはり、組織的に諸リスクの軽減を図るためには、各課横断的に組織を構築する以外にないと私は考えます。決して自慢するわけではありませんが、私の前勤務先は、諸リスクを9のリスクカテゴリーに分別し、人事教育委員会、事務改善監察委員会、顧客保護等管理委員会など11の委員会等でリスク管理に取り組んでいました。職員数は役場の約2倍であります。現在、総務省においてもリスク管理体制の構築を求めているようですが、川南町も潜在するリスクの洗い出しから始め、現状を思えば、できることから早期に取り組むべきだと思います。

開催している会議頻度は適正か、町民の意見や、苦情は職員全員に周知されているか、事務ミスなど再発しない仕組みとなっているか、また、職員への各種通達等は全て伝わり職員個々が理解をされているか、など一つひとつ疑問に思うことからがスタートだと思います。リスク回避は気持ちだけではできませんが、組織改革は職員一人ひとりの熱い気持ちがあれば構築できるものと考えます。まさにリスク管理は地方自治法にある「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」の一端を担うものだと考えます。年度初めの町長の所信表明の内容も十分理解しておりますが、私の発言の趣旨を十分御理解いただき、川南町また、川南町議会の「真の開拓魂」の発揮に心より期待したいと思います。

以上で決算審査報告を終わります。

〇議長(川上 昇君) 暫時休憩します。



〇議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第22、報告第8号平成29年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

朗読は省略します。

本案件について、提出者の報告を求めます。

○町長(日高 昭彦君) この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を財政健全化判断比率として定めています。本町の平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計に係る資金不足比率のいずれも、健全化法により早期健全化計画の策定が義務付けられる基準以下となっており、健全な財政運営を行っていることが財政健全化判断比率という客観的指標により判断できます。

実質公債費比率については、前年度数値よりよい数値になっています。これは、計画的な地方債の運用により、償還が順調に進んでいることが大きく影響しています。今後とも、後世に過度の負債を残さない健全な財政運営に努めていきたいと思っております。

以上、本町の健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し審査 を受けましたので、その意見書を付けて御報告いたします。

〇議長(川上 昇君) 以上で報告を終わります。

ここで、代表監査委員の報告を求めます。

〇代表監査委員(谷村 裕二君) 平成29年度の財政健全化の審査をさる8月14日安藤洋之 監査委員と共に審査をいたしました。その結果について御報告を申し上げます。

お手元の財政健全化審査意見書を御覧ください。審査の概要でありますが、健全化の審査 は町長から提出されました健全化の判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が 適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果につきましては、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、 ④将来負担比率の四項目でありますが、健全化の判断比率及び算定基礎となる事項記載した 書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。項目別にみますと、平成29年 度①実質赤字比率、②連結実質赤字比率ともにマイナスパーセントとなっており、早期健全 化基準の①実質赤字比率15.0%、②連結実質赤字比率20%に対して下回っているということ で健全であると評価をできます。

③実質公債費比率は5.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると19.7%下回っており健全な財政運営であると認めたところであります。

④将来負担比率もマイナスパーセントで将来予想される負担より資金が上回っている状況となっており、早期健全化基準の350%と比較するとこれを大幅に下回っており健全な財政 運営であると認めたところであります。是正改善を要する事項はないと評価をいたしました。 次に平成29年度水道事業、営農飲雑用水事業、漁業集落排水事業、下水道事業の企業会計経営健全化審査でありますが、これも同日8月10日に安藤洋之監査委員と共に監査を実施いたしました。

町長から提出されました資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正 に作成されているかどうかを主眼として実施しました。審査の結果につきましては資金不足 比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されていると認め られました。

資料に資金不足比率の表がでておりますが、平成29年度はマイナスパーセントということで経営健全化基準の20%を下回っておりまして、実質的な資金不足はないということで非常に健全であると認められます。是正改善を求める事項はないと評価をいたしました。

以上で審査報告を終わります。

○議長(川上 昇君) ただ今の報告に対する質疑を行います。 暫時休憩します。

午前11時02分休憩
午前11時03分再開

O議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ただ今の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

- **○議員(内藤 逸子君)** ただ今監査委員が報告されたのを、私達は全体的な意見書をいただいてますが、監査委員が今申されたのは私達にはもらえないんでしょうか。もらいたいのですがだめでしょうか。
- **〇代表監査委員(谷村 裕二君)** 今までは慣例として配布をしておりませんが、どうして も必要ということであれば正式に作成をしてお配りしたいと思います。
- **○議長(川上** 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

以上で報告を終ります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時07分散会
